



**日本証券業協会**  
Japan Securities Dealers Association

資料 1

# 令和2年度上半期 協会員に対する監査結果

令和2年10月20日  
日本証券業協会

## 1. 実施状況（監査着手ベース）

- 協会員 28先（会員23社、特別会員5機関）に対し監査を実施

## 2. 監査結果（通知書交付ベース）

### ① 監査結果通知先

協会員 34先（会員25社、特別会員9機関）

うち、8先（会員7社、特別会員1機関）に対して、法令・諸規則違反等を指摘

### ② 指摘の主な内容

#### ➤ 法令違反

（会員） 差金決済取引

#### ➤ 諸規則違反

（会員） 売買管理態勢に係る不備

合理的根拠適合性の検証に係る不備

## 2. 会員に対する監査の実施状況

実施状況	令和2年度 上半期	【参考】令和元年度	
		上半期	下半期
① 監査実施先数	23社	32社	33社
うち取引所との合同検査	3社	13社	8社
うち協会の単独監査	20社	19社	25社
うち特別監査等	0社	1社	1社
② 1先平均の監査人員	4.2人	4.5人	4.0人
(1先当たりの監査人員)	(3~6人)	(3~11人)	(3~8人)

- 「特別監査等」は、特別監査及びフォローアップ監査をいう。
- ②については、書類監査及び特別監査等を除外。
- 令和2年度上半期は、新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえ、臨店を伴わない監査を行ったため、1先平均の監査日数は記載省略。

### 3. 特別会員に対する監査の実施状況

実施状況	令和2年度 上半期	【参考】令和元年度	
		上半期	下半期
① 監査実施先数	5 機関	1 8 機関	1 7 機関
② 1 先平均の監査人員	4. 0 人	3. 6 人	3. 6 人
( 1 先当たりの監査人員)	( 3 ~ 6 人)	( 3 ~ 5 人)	( 3 ~ 6 人)

- ②については、書類監査を除外。
- 令和2年度上半期は、新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえ、臨店を伴わない監査を行ったため、1 先平均の監査日数は記載省略。

## 4. 会員に対する監査結果通知状況

### (1) 会員に対する監査結果通知状況

会員に対する監査結果通知状況	令和2年度 上半期	【参考】令和元年度	
		上半期	下半期
結果通知先数	25社	32社	32社
(うち法令諸規則違反等を指摘した先)	(7社)	(19社)	(7社)

## (2) 会員の法令違反の内容と件数

監査結果通知の内容	令和2年度 上半期	【参考】令和元年度	
		上半期	下半期
法令違反の指摘件数	1件 (1社)	3件 (3社)	3件 (3社)
① 差金決済取引	1件	—	—
○ その他	—	3件	3件

(注) 令和元年度の「その他」は、自己資本規制比率の算出誤り（2件）、空売りに係る明示義務及び価格規制に係る不備（2件）、業務に関する帳簿書類の記載不備（1件）、顧客分別金信託の信託不足（1件）を指摘。

## 4. 会員に対する監査結果通知状況

### (3) 会員の諸規則違反の内容と件数

監査結果通知の内容	令和2年度 上半期	【参考】令和元年度	
		上半期	下半期
諸規則違反の指摘件数	3件 (2社)	6件 (6社)	1件 (1社)
① 売買管理態勢に係る不備	2件	2件	1件
② 合理的根拠適合性の検証に係る不備	1件	2件	—
○ その他	—	2件	—

(注) 令和元年度の「その他」は、注文管理体制に係る不備（2件）を指摘。

## 4. 会員に対する監査結果通知状況

### (4) 会員の内部管理態勢に係る指摘内容と件数

監査結果通知の内容	令和2年度 上半期	【参考】令和元年度	
		上半期	下半期
<b>内部管理態勢に係る指摘件数</b>	<b>11件 (7社)</b>	<b>22件 (16社)</b>	<b>13件 (6社)</b>
① システムリスク管理態勢に係るもの	4件	4件	6件
② 法人関係情報の管理態勢に係るもの	2件	1件	—
③ 情報セキュリティ管理態勢に係るもの	1件	3件	1件
④ 個人情報保護の管理態勢に係るもの	1件	1件	2件
⑤ 顧客管理に関する内部管理態勢に係るもの	1件	—	—
⑥ 内部者登録に係るもの	1件	—	—
⑦ 内部監査態勢に係るもの	1件	—	—
○ その他	—	13件	4件

(注) 令和元年度の「その他」は、取引時確認等の管理態勢に係るもの(4件)、金融商品取引の説明に係るもの(2件)、高齢顧客に対する勧誘販売態勢の整備に係るもの(2件)、過当勧誘防止のための管理態勢に係るもの(2件)、顧客分別金に係るもの(2件)、内部管理統括責任者等による営業行為に係るもの(1件)、空売りに係る管理態勢に係るもの(1件)、信用取引に係る委託保証金の管理に係るもの(1件)、アナリストガイドラインに基づく整備に係るもの(1件)、約定訂正の記録の管理に係るもの(1件)を指摘。



## 5. 特別会員に対する監査結果通知状況

### (1) 特別会員に対する監査結果通知状況

特別会員に対する監査結果通知状況	令和2年度 上半期	【参考】令和元年度	
		上半期	下半期
結果通知先数	9 機関	1 8 機関	1 6 機関
(うち法令諸規則違反等を指摘した先)	( 1 機関)	( 3 機関)	( 1 機関)

### (2) 特別会員の法令違反の内容と件数

監査結果通知の内容	令和2年度 上半期	【参考】令和元年度	
		上半期	下半期
法令違反の指摘件数	—	—	—

### (3) 特別会員の諸規則違反の内容と件数

監査結果通知の内容	令和2年度 上半期	【参考】令和元年度	
		上半期	下半期
諸規則違反の指摘件数	—	—	—

## 5. 特別会員に対する監査結果通知状況

### (4) 特別会員の内部管理態勢に係る指摘内容と件数

監査結果通知の内容	令和2年度 上半期	【参考】令和元年度	
		上半期	下半期
内部管理態勢に係る指摘件数	1件 (1機関)	4件 (3機関)	1件 (1機関)
① 投資信託の乗換え管理に係るもの	1件	1件	—
○ その他	—	3件	1件

(注) 令和元年度は、内部管理責任者による営業行為に係るもの（1件）、店頭デリバティブ取引に類する複雑な仕組債の販売に係るもの（1件）、投資信託の手数料の説明に係るもの（1件）、金融商品仲介業務に係る内部管理態勢に係るもの（事業報告書の誤記載等に係るもの）（1件）を指摘。

### (1) 法令違反【会員】

#### ○ 差金決済取引

- 当社では、買付代金は原則前受制であるが、例外として、前受制の対象外である顧客については、顧客の預り金を買付代金未満となっている場合であっても、買付注文を受注できるとしている。また、当該顧客に対して、受渡日前日まで買付代金を拘束していないことから、預り金が引き出されると顧客の預り金を買付代金未満となり、差金決済取引が発生する可能性が生じていた。

このような状況において、顧客の預り金を買付代金未満となっている中で、同一日に同一銘柄の日計り売買（現物取引）を受注し、受渡日までに入金されなかったことから差金決済取引が発生したが、今回監査で指摘されるまで看過されていた。

### (2) 規則違反【会員】

- 売買管理態勢に係る不備
  - 売買審査項目に基づき抽出された取引の大半について、合理的理由なく売買状況等の分析を行わないまま審査を終了しており、実効性のある売買審査となっていなかった。
  - 売買審査を行った結果、不公正取引につながるおそれがある取引を把握したものの、判断理由が不明確なまま、顧客に対し注意喚起を行わなかった。また、当該対応を事後に確認・検証する態勢になかった。
  
- 合理的根拠適合性の検証に係る不備
  - 新たに取扱いを開始した①インターネット取引専用のレバレッジ投資信託等及び②私募投資信託について、①はインターネット取引専用であることから合理的根拠適合性の検証を要しないものに該当すると誤認したこと及び②は具体的な検証方法を定めていなかったことから、合理的根拠適合性の検証を行わないまま販売を開始した。